

第1章 NPO法人制度の概要

特定非営利活動法人（NPO法人）とは

1. 特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)の趣旨

特定非営利活動促進法(以下「NPO法」といいます。)は、福祉、環境、まちづくり等の社会貢献活動(法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。)を行う団体に対して、法人格を付与することによって、市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています(法1)。

法人格を取得することにより、法人名義で契約行為などの主体となることができ、資産の保有等の財産管理ができるようになりますが、一方で、法人としての社会的責任や、法律上の義務を負うことになります。

更に、自らの情報をできる限り公開することを通して、市民の信頼を得、市民に育てられるべきとの考えがNPO法の特徴です。法人の信用は、行政の管理や監督によって担保されるのではなく、活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことを目的としています。

主な経緯	平成10年3月	特定非営利活動促進法(NPO法)成立	12月1日施行
	平成13年	認定NPO法人制度	開始
	平成24年4月	改正NPO法施行	

2. NPOとNPO法人の違い

(1) NPOとボランティア団体

NPOとは「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、一言で「営利を目的としない、社会貢献活動を行う民間の組織」と表します。

NPOが組織のことを指すのに対し、ボランティアは、よりよい社会づくりのために善意で活動する個人のことをいいます。ボランティアの活動が広がり、会名を付けたり名簿を作るなどして定例化してくると、組織体としてのボランティア団体と呼ばれるようになります。

NPOとは、民間の非営利組織全体を指すため、ボランティア団体もNPOに含まれるのが一般的です。

(2) NPOの概念

NPOとは非営利組織全体を指す言葉であるため、その意味するところが人により違う場合もあります。

①最狭義のNPO

- ・ NPO法人
NPO法に基づく法人格を取得した団体

②狭義のNPO

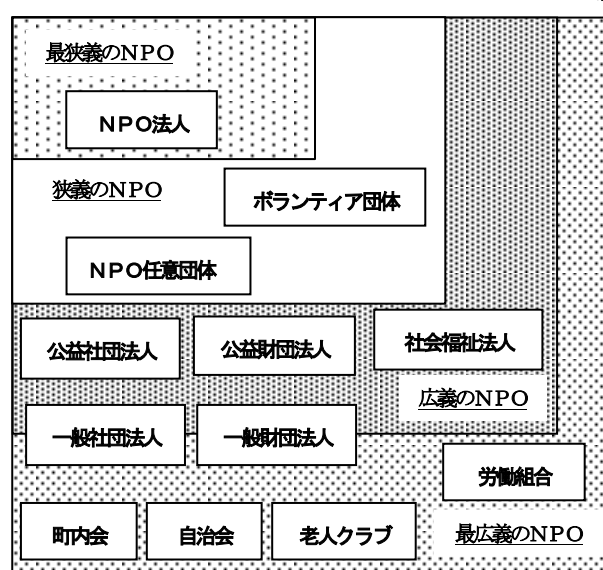
- ・ ①にNPO任意団体、ボランティア団体を含めます
NPOを表す上で最も一般的な使われ方です

③広義のNPO

- ・ ②に公益社団(財団)法人、社会福祉法人等を含めます

④最広義のNPO 一般社団(財団)法人

- ・ ③に町内会・自治会等の地縁組織等が公益活動だけではなく公益活動を行う場合を含めます



(3) 法人格とNPO法人

① 法人格とは (民法より)

権利・義務の主体となる資格を、権利能力又は人格といいます。自然人(生身の人間)は、出生によって当然に権利能力(人格)を取得しますが、団体(人の集合である社団と財産の集合である財団とがあります。)に対しては、法律の規定によって、権利能力が付与されます。法律の規定によって権利能力(人格)が付与された団体が法人であり、法人の権利能力(人格)が法人格です。

② NPO法人とは

様々な法人格が存在する中で、NPO法人とは、NPO法に基づき人格を付与された人の集合による社団を指し、正式には「特定非営利活動法人」といいます。NPO法人格を取得すると信用性が高まるなどのメリットがある一方で、様々な義務も生じます。

本書では、NPO法人、又は法人格の取得を検討される方々に対しての、事務の手引きとしてご活用いただけるように、解説を行います。

NPO法人格を取得するメリットと義務

1. そもそも法人格が必要なのか

自分達が行う事業に、どうしても法人格が必要なのか十分に考える必要があります。法人格を取得すると、法人が契約主体となることができ、また、十分な情報公開をすることによって、市民からの信頼を得やすくなります。

しかし、一方で、報告書の作成や登記手続き、各種届出など、様々な責任と義務も生じます。まずは、法人格が本当に必要なのかどうかをよく検討しましょう。

(1) 法人格取得のメリット等

① 法人名で契約等の手続きを行うことができます

- ◇ 任意団体の場合、代表者が業務執行できなくなると、取引や資産等を継承しがたく、事業継続に支障をきたす恐れがありますが、法人格を取得すると、対法人の取引となるため、事業継続しやすくなります。
- ◇ 任意団体の場合、契約締結する個人が責任を負う恐れもありますが、法人格を取得すると、そのようなことを避けることができます。
- ◇ 法人名で不動産登記ができることで、団体と個人の資産を区分することができます。
- ◇ 法人名で銀行口座を開設できることで、経理が明確になります。

② 透明性が高く、社会的信頼が高まります

- ◇ 権利・義務の主体となることによって、社会的な信頼を得ることができます。
- ◇ NPO法人は、会計書類や事業報告書類などの情報開示が法律上義務付けられ、高い透明性が求められています。積極的な情報公開や法に定められた法人運営により、信頼性が高まります。(P.13参照)
- ◇ 社会的信頼が高まる事で、活動に対する理解が深まり、会費や寄附金が集まりやすくなります。また、助成金、融資など、資金調達の手段も増えます。
- ◇ 理念や活動内容が明確となることで、共感する人材がボランティア等として、関わってもらいやすくなります。

③ 法人設立に関して費用がかかりません

- ◇ 定款認証や設立登記にかかる登録免許税は非課税扱いとなり、設立に関する法定費用がかかりません。

④ 収益事業のみ法人税が課税されます

- ◇ 法人税法上の公益法人等として扱われるため、収益事業を実施した場合にのみ課税されます。(P.85参照)

(2) 法人格を取得すると生じる義務等

① 法律に沿った運営(法人税法や労働基準法など)が必要になります

- ◇ 法人としての納税、源泉徴収、職員等の雇用による労働関係の基準、労働保険・社会保険といった制度のほか、関連する法律や規定を守らなければなりません。

② 上記によって様々な事務管理が発生します

- ◇ 所轄庁への事業報告書、各種届出、税務関連の書類、登記書類等、様々な書類を作成しなければなりません。
- ◇ 社員総会を開催して、社員に対して活動報告等を行わなければなりません。
- ◇ 会計は、「会計の原則」に従って行わなければなりません。(P.90参照)

③ 情報開示の義務が生じます

◇ 定款や事業報告書等を情報公開することにより、NPO法人の活動を広く市民に知ってもらい、監督され、支えられることとなっています。事務所や所轄庁に定款や事業報告書等を備え置かなければなりません。

④ 活動内容に制約があります

◇ NPO法人は公益活動を行うことが前提とされているため、活動の分野が限定されています。(P.7参照)

⑤ 社員(正会員)資格の取得と喪失には不当な制限をつけてはいけません

◇ 民主的な組織運営を担保するため、社員資格の取得と喪失に不当な制限をつけてはいけないことが法律上定められています。(P.10参照)

⑥ 所轄庁への各種手続きが必要です

◇ NPO法人を設立するためには、所轄庁の認証を受けなければいけません。それに伴い、所轄庁への設立手続き、報告義務等、様々な手続きが必要となります。

⑦ 法律上の規定を守らなければ、罰則規定があります

◇ 各種手続き等を怠った場合には、罰則規定によって、罰金や過料が課せられる場合があります。

◇ NPO法や法人の定款に従った運営がなされているか、他の法令に違反していないか、所轄庁はその法人から報告を求めたり、立入り検査や改善命令、認証の取り消しを行ったりする場合があります。(P.136参照)

(3) 「所轄庁」について

NPO法人を設立するためには、所轄庁の認証を受けなければいけません。所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(又は政令指定都市の長)となります。

山形市は山形県より認証事務の権限移譲を受けており、山形市内にのみ事務所を有するNPO法人の認証事務を行っています。

【窓口】 山形市役所 企画調整課 共創係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 TEL 023-641-1212 (内線222)

登記上の法人住所	所轄庁
山形市内にのみ事務所を有する法人	山形市
山形市内と県内に事務所を有する法人	山形県(主たる事務所が立地する総合支庁)
山形市に主たる事務所、県外に従たる事務所を有する法人	山形県(村山総合支庁)
県外に主たる事務所、山形市に従たる事務所を有する法人	主たる事務所が立地する都道府県(政令市)

なお、認定に関する事務については山形県が窓口となります。

山形市内にのみ事務所を有する法人の認定窓口

【窓口】 山形県庁 企画振興部 県民文化課

〒990-8570 山形市松山二丁目8番1号 TEL 023-630-2122

2. 他の法人格との比較

法人格にも様々な種類があります。団体の目的や活動内容に合わせて、法人格を選択することが必要です。

一部の法人格との比較表

法人格	特定非営利活動法人 (NPO法人)	一般社団法人	一般財団法人
法人格の概要	特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき法人格を取得	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき法人格を取得
事業目的と内容	公益の増進に寄与するもの 20分野の特定非営利事業	制約はない 公益、収益、共益事業	制約はない 公益、収益、共益事業
設立手続き	所轄庁の認証 設立登記	設立登記のみ	公証人役場で定款認証設立 登記
公証人手数料	不要	約 52,000 円	約 52,000 円
登録免許税	不要	60,000 円	60,000 円
設立時資金	不要	不要	300 万円～
設立者数	社員 10 人以上	社員 2 人以上	社員 1 人以上
設立に必要な 役員数	理事 3 名以上 監事 1 名以上 合計 4 名必要	理事 1 人以上	理事 3 名以上 監事 1 名以上 評議員 3 名以上 合計 7 名必要
役員の親族規定	あり	なし	なし
所轄庁	都道府県	なし	なし
税制優遇	収益事業のみ課税	原則優遇なし 非営利型のみ優遇あり（収 益事業のみ課税）	原則優遇なし 非営利型のみ優遇あり（収 益事業のみ課税）
報告	毎年度所轄庁に提出	なし	なし
設立までの手順	1. 定款、設立趣旨書など申請書類の作成 2. 設立総会の開催 3. 所轄庁への申請 4. 認証・不認証の決定 5. 設立登記	1. 定款を作成する 2. 公証役場で公証人の認証を受ける 3. 定款の定めに従い、設立時の評議員・理事・監事を選任 4. 設立時理事及び設立時監事が設立手続調査 5. 設立の登記申請 6. 登記事項証明書や印鑑証明書を取得	1. 定款を作成する 2. 公証役場で公証人の認証を受ける 3. 設立者が 300 万円以上の財産を拠出 4. 定款の定めに従い、設立時の評議員・理事・監事を選任 5. 設立時理事及び設立時監事が設立手続調査 6. 設立の登記申請 7. 登記事項証明書や印鑑証明書を取得
制約条件	利益の分配はできない	利益の分配はできない	利益の分配はできない

NPO法人の特徴

1. NPO法人の活動目的

(1) 活動分野20項目の内容

NPO法人は公益法人のひとつの形態であり、NPO法は民法の特別法と位置付けられています。NPO法では、公益的な非営利活動として、20項目の活動が列挙されています。この特定された20分野の公益的な非営利活動を「特定非営利活動」といいます。NPO法人の活動は、この20分野のいずれかに含まれなければいけません。

20分野に含まれるかどうかの判断は、「常識的に含まれると考えられるものは、積極的に含める」と解釈されています。

また、NPO法第2条第2項には、「特定非営利活動を行うことを主たる目的とし」と明記されています。主たる目的とするためには、特定非営利活動の割合が、50%以上を占めなければなりません。この判断については、活動の事業費の金額などを見て、総合的に判断されます。

【活動分野 20 項目（NPO法第2条第1項別表）】

	特定非営利活動の種類
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 ※山形県においては条例で定めておりません

(2) NPO法に定められたNPO法人の活動目的

① 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすること (法2①)

いわゆる「公益」という意味です。活動により利益を受ける者(受益者)を特定せず、広く社会一般の利益となることをいいます。特定の個人や団体の利益(私益)や構成員相互の利益(共益)を目的とする活動は、受益者が特定されている活動となり、特定非営利活動には当たりません。

ただし、障がい者支援や〇〇病患者支援のように、対象を障がい者や高齢者に限定していたり、活動の地域を限定している場合は、活動の対象や地域を絞るという意味であるため、この要件は満たすものと考えます。

② 営利を目的としないこと (法2②一)

活動によって得た利益を構成員(役員、会員等)に分配をしないことを意味します(非営利)。

例えば、販売やサービスの提供で収入を得ることは問題ないのですが、それによる利益を会員や役員に配当や報酬として、分配することはできません。あくまでその利益を、団体の目的実現のための活動に使わなければなりません。

非営利だからといって、無償で奉仕活動をしなければならないという意味ではありません。NPO法人が報酬を受け取り事業をすることは全く問題ありません。

また、従業員・職員に支払う給与は、労働の対価として適当な額であれば、事業実施の費用であり、利益の分配には当たりません。

	NPO法人	企業
報酬	役員 △ (但し、制限があります P.12 参照)	役員 ○
給料	職員 ○	職員 ○
配当	会員 ×	株主 ○

③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではないこと

(法2②二イ)

宗教活動を行うことを主たる目的とする団体及びこれに類する団体は、NPO法の対象とするのになじまないという考えによるものです。ただし、その組織自体が宗教の教義を広める等を目的としていなければ、この規定に反するものではありません。

④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと(法2②二ロ)

ここでいう「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義というようなものがこれに当たるとされています。ただし、この「政治上の主義」と「政治上の施策(政治を通じて実現するもの)」は区別されており、「政治上の施策」の推進、支持、反対を主たる目的とすることは禁止されていません(ここでいう「政治上の施策」とは、公害の防止や自然保護、老人対策等といった比較的具体的に具体性をもったものをいいます)。

⑤ 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと (法2②二ハ)

特定の公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職をいい、具体的には衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職がこれに当たります。NPO法人はこれらの者に関する選挙活動を行うことを禁じられています。特定の公職者や、公職の候補者への支持などは、NPO法人の従たる活動であったとしても、法に抵触します。ただし、団体の活動目的と合致する候補者等の唱える政策を応援することまでを禁止するものではありません。

⑥ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと（法3①）

NPO法人は不特定多数の利益を目的として活動を行う法人であり、特定の者の利益のためのみに活動してはならないとしています。

⑦ 特定の政党のために利用しないこと（法3②）

NPO法人が政治団体化し、特定政党の党利党略に利用され、そのための政治活動を行うようなことがあってはならないという原則を示しています。

⑧ 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと（法12①三）

暴力団がNPO法人を設立し、非営利活動を隠れ蓑にして反社会的活動を行わないようにするための規定です。

2. NPO法人の活動内容

（1）特定非営利活動に係る事業

NPO法人は、法で規定されている20項目の分野に該当する公益的な非営利活動(特定非営利活動)を行う法人であることから、実施する事業が法の規定のどの分野に該当するのかが確認する必要があります。

（2）「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」

NPO法人は特定非営利活動に係る事業(本来事業)に支障がない限り、当該特定非営利活動以外の事業(その他の事業)を行うことができます。ただし、本来事業を重視するという観点から、その他の事業には注意が必要です。

- ・ 収益が生じたとき、その収益は本来事業のために使用しなければなりません（法5①）。
- ・ 本来事業とその他の事業の会計は区分しなければなりません（法5②）。
- ・ その他の事業はあくまでも本来事業に「支障がない限り」行えるものです。その他の事業の支出額が法人全体の総支出額の“5割以内”かどうか、その他の事業が赤字計上されていないかどうか等が判断基準として用いられています。

特定非営利活動に係る事業とその他の事業の考え方（例）

活動目的	障がい者の自立支援
事業	①障がい者施設の運営（特定非営利活動）
	②書籍販売
	②-1 障がい者バリアフリーに関する書籍の販売（特定非営利活動）
	②-2 一般書籍（その他の事業） ← - - - - -
	③駐車場の運営（その他の事業） ← - - - - -

活動目的と関連性が薄い

（3）収益の上がる活動について

活動を継続し、また、広めていくためにも組織を維持する運営資金は必要で、そのために必要な対価を受け取ることも当然のことです。ただし、法人税法上で定められた収益事業に該当する場合は法人税が課税されます。(P.85参照)

3. NPO法人の組織の要件

(1) 社員の定数とその資格要件

① 社員が10人以上いること (法12①四)

ここでいう社員とは、「総会に出席して法人の運営に参加する、つまり総会の表決権を持つ会員」のことです。社員の必要数である「10人以上」とは、団体の組織体として、最低限の人数を定めたものです。多くの団体では社員のことを「正会員」という名称にしています。

② 社員の資格を得たり、脱退することに不当な条件をつけないこと (法2②一イ)

誰でも社員になれることがNPO法人の原則となっています。社員の資格取得に条件をつけることは、活動目的に照らして、合理的、かつ客観的なものでなければ認められません。人の好き嫌いで入会を判断したり、会費が高く通常は入会できる金額でない等の、入会が制限されるようなことは、原則として認められません。

また、退会についても、原則的に、社員はいつでも自由に退会できなければなりません。

ただし、社員以外の会員(例えば、準会員、賛助会員など)については、条件をつけることもできます。

(2) 社員総会の開催要件

① 総会を年1回以上開催すること (法14の2)

社員総会は株式会社の株主総会にあたるもので、NPO法人にとって最高意思決定機関です。社員が参加し、基本的な業務や予算、事業計画などを審議して議決します。少なくとも年1回以上開催しなくてはなりません。また、社員総数の5分の1以上が会議の目的となる事項を示して開催の請求をしたときは、総会を開かなければいけません(法14の3②)。

特に、以下の3つの事項については社員総会でしか議決することができません。

- ・ 定款の変更
- ・ 法人解散
- ・ 法人合併

(3) 役員(理事・監事)の定数とその資格要件

① 役員は理事3人以上、監事1人以上いること (法15)

理事は3人以上置かなければなりません。理事は社員以外の者でも可能であり、また職員を兼ねることもできます。

監事は必ず1人以上置かなければなりません。また、監事は理事や職員を兼ねることはできません。

理事及び監事の役割については、次ページの「役員の権限と責任」に記載します。

② 役員は規定された欠格事由に該当していないこと (法20)

公益的な非営利活動を行う法人であるとの理由から、以下の欠格事由のいずれかに該当する場合は、役員になれません。

【役員(理事・監事)の欠格事由】

- ・ 成年被後見人、被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・ NPO法又は暴対法等(※)により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくな

った日から2年を経過しない者

※暴対法等・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律 等

・暴力団の構成員等〔暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者〕

・NPO法第43条の規定により設立認証を取り消された法人の解散時の役員で、取消しの日から2年を経過しないもの

- ③ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと (法21)

親族が集中し、専断することを避けるために、制限されています。



- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること (法2②一ロ)

NPO法人は役員(理事及び監事)の報酬について制限が設けられています。ここでいう報酬とは、「役員としての仕事」に対する報酬などの対価という意味です。

理事が有給職員などを兼務している場合は、労働の対価として給料となりますので、これは報酬には含まれません。また、会議出席の旅費などは、「費用の弁償」であり、これも報酬には含まれません。

(4) 役員(理事・監事)の権限と責任

① 理事の権限と責任

NPO法人は理事が代表します。会社でいう「取締役」のようなものです。また、理事はそれぞれに単独で代表権を有しています。ただし、一般的には代表する理事(理事長や代表理事)を選任することで、代表権を集中させ、代表者名で執行するケースが多いのが現状です(法16)。必要に応じて副理事長、専務理事、常務理事などを置くこともできます(定款に規定する必要あり)。

NPO法人の運営は通常、理事総数の過半数で決定することになっています(法17)。そのため、効率的な法人運営に向けて、「理事会」を設けることについて定款に規定している法人が多くあります。「理事会」は、NPO法では定められていない任意の機関であり、また、理事とほかの役職者や社員などで構成する「運営委員会」「評議会」などの機関を設けて運営することも可能です。「理事会」などの権能は、定款で定めることによって、社員総会の専権事項(定款の変更、解散、合併)以外の事項について、議決事項とすることができます。

また、理事は、法人から業務の執行について契約により委任を受けたものと考えられます。そのため、善良なる管理者の注意義務(その人の職業や社会的地位等から考えて普通に要求される程度の注意のこと)をもって法人の業務執行にあたらなければなりません。理事が法人に対して損害を与えたり、監事からの意見に従わないなどの場合には、賠償責任を問われる可能性があります。

② 監事の権限と責任

監事は、理事の業務執行の状況や法人の財産の状況を監査する役割を担います。第三者として法人を客観的に監査する立場であるため、その法人の理事や職員を兼ねることはできません。客観性を保つためには、法人の会計担当者や活動に深く関わっている者が監事を担うことは望ましくありません。

また、監事には、不正の事実などを発見した場合には、社員総会や所轄庁に報告しなければならない義務があります。NPO法人は、公益活動を主たる目的とした法人格であることから、会計面の監査だけでなく、活動がNPO法や定款に違反していないかどうかなど、事業面の監査を行うことも重要です。

監事の役割を整理すると、下記のとおりとなっています(法18)。

- ・ 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ・ NPO法人の財産の状況を監査すること。
- ・ NPO法人の業務または財産に関し、不正行為及び法令違反、定款違反があることを発見した場合には、その事実を社員総会または所轄庁に報告すること。
- ・ 必要に応じて、社員総会を招集すること。
- ・ 理事の業務執行または法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

NPO法人の情報公開

1. 情報公開の義務

(1) 情報公開による管理・監督

NPO法人は自らの情報をできる限り公開することを通して、市民の信頼を得、市民によって育てられるという点が大きな特徴です。法人の信用は、行政の管理や監督によって担保されるのではなく、活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことが必要とされます。

そこで、NPO法人が本当に公益性のある活動をしているのかどうかの判断も、行政ではなく、市民が行う仕組みになっています。行政の監督を必要最小限のものにとどめ、団体の組織、活動内容、会計等の情報を広く市民に公開することで、市民自身によって判断される制度となっています。

そのため、NPO法人にとって、情報公開(アカウントビリティ=説明責任)は社会的な信用を得るためには、遵守しなければならない義務といえます。

(2) 情報公開の仕組み

NPO法人設立申請時

NPO法では、NPO法人の設立の申請が行われると、2ヵ月間、下記の書類を所轄庁が一般市民に向けて公開しなければならないことを規定しています(法10②)。

このことを「縦覧」といい、公開される2ヵ月間のことを「縦覧期間」、公開する書類を「縦覧書類」といいます。

縦覧書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書

毎事業年度終了後

NPO法人には、毎年、事業年度が終了すると、3ヵ月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁へ提出することが義務付けられています。これは所轄庁が提出された事業報告書によって監督することを目的としているわけではなく、提出された事業報告書を市民に公開することで市民が監督できることを目的としています。この報告を3年間怠った場合には、法人の認証が取り消されることがあります。この公開書類のことを「閲覧書類」といいます。

また、重要な書類については、すべての事務所に備え置き、利害関係人などから求められた場合には閲覧に応じなければなりません。なお、設立(合併)後、事業報告書等が作成されるまでの間は、設立(合併)初年度と翌年度の事業計画書、活動予算書、設立(合併)時の財産目録を、請求があれば閲覧させなければなりません。

所轄庁・NPO法人にて閲覧の対象となる書類

常時

最新の定款とその認証書
登記事項証明書の写し
最新の役員名簿

3年間

事業報告書
活動計算書
貸借対照表
財産目録
年間役員名簿(前事業年度に役員であった者の名簿)
社員名簿(10名以上の者の名簿)

